

裏面白紙

労働事務官 賀 來 才 二 郎

総理府事務官 中 村 文 彦

運輸事務官 武 田 元

労働事務官 龜 井 光

同 齋 藤 邦 吉

日米安全保障条約第三条に基づく行政協定第二十六条による合同
委員会の補助機関たる労務委員会日本政府代表を命ずる
右のとおり発令を願います。

昭和二十七年八月二十三日

外務大臣 岡 崎 勝 男

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行
政協定第十二条第四項による、合衆国軍隊の維持のために必要な
労務の調達に關する事項についての協議並びに同協定第十八条第
七項による、労務の調達に關する契約から生ずる紛争の調停を行
うため、同協定第二十六条に基く合同委員会の補助機関として労
務委員会を設置し、關係各省係官を右代表に任命するものである。

裏面白紙